

議事日程第4号

平成26年3月19日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第25号 工事請負契約の締結について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 13件

民生文教常任委員会付託事件 6件

議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について

議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 7件

議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 議案の審議及び採決 11件

議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 町道の路線認定について
- 議案第25号 工事請負契約の締結について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行
企画課長 山田徹	まちづくり課長 須田和男
税務課長 佐久間英明	住民環境課長 小木曾昌文
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 若尾要司
農林課長 田中宣行	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 田中秀典
学校教育課長 藤木伸治	生涯学習課長 水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 佐谷時繁君、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第25号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第25号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

おはようございます。

このたび追加議案として提案させていただきますのは、児童館、それから異世代交流、スポーツ振興機能をあわせ持つ施設として生まれ変わります伏見児童館の改築に関する工事請負契約であります。

それでは、追加議案のつづり1ページをお願いいたします。

議案第25号 工事請負契約の締結について、御説明させていただきます。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的は、(仮称)伏見児童館改築工事であります。2. 契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約です。3. 契約の金額は、1億3,500万円です。4. 契約の相手方です。岐阜県可児市菅刈33番地1、株式会社栗山組 可児営業所 営業所長 赤座喜政です。

引き続きまして、定例会資料つづり、その3をお願いいたします。

資料つづり1ページに工事請負仮契約書の写し、それから2ページに入札執行結果一覧の写しをつけてございます。まことに申しわけございませんが、お目通しをいただけたらと思っております。

以上で、追加議案として上程させていただきました議案第25号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長(加藤保郎君)

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第7号及び議案第14号から議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第23号までの合わせて13件について、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました13件について、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について、議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について、以上6件について行います。

民生文教常任委員会委員長に、審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長(岡本隆子君)

それでは、報告させていただきます。

御嵩町議会議長 加藤保郎様、民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

3月11日に開会された議会第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成26年3月13日。

2. 審査事件名、議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について、議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、保険税や国庫・県支出金などの算定が的確になされているか、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりですので、お目通りください。

4. 審査の結果、議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により可決すると決定した。議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について、賛成多数により可決すると決定した。以上です。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（加藤保郎君）

議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

賛成多数ということになっていますね。ということは、これに賛成でないという方がお見えになると思うんですが、その理由等を述べられたのであれば、御披露願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

このときの反対討論ですけれども、内容は、行政はどれだけみずからの身を削ってきたのか、町民にばかり負担をふやすことがあってはならないという反対理由でした。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この条例ですが、まず制度を変えることによってごみの減量になると。その上で、ごみ袋の値段を小袋を5円、大きいほうを20円上げるということだったんですが、まず手順として、行政努力でごみの減量を図っていただきたい。そうした上で、もしも費用の不足があるならば行政みずから身を切る、住民に負担を押しつけるのではなく、まず行政みずから身を切る、それからそれでもというときに、最後に住民の負担ということをお願いするというのが手順ではないかと思しますので、これで私の反対の討論とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

私は、賛成の立場で討論させていただき、議員諸氏の賛同を得たいわけではありますが、まずこの条例、第1に私が思ったのは、御嵩町が産廃で揺れて、いろいろと環境に対して考えていくまちということで、そのときにもごみの分別が始まりまして、一時は大変御嵩町の方は意識が高くてごみの分別収集、以下、住民の方全員でやっておりましたが、その考え方も時がたちましてまた少し意識が低下していると。町長はもともとと言っていましたが、ここら辺の市町で、住民の感情も一番トップを引いていたにもかかわらず、最近は少しそのことも意識が低下しているということで、私自身もごみの袋を50円から70円に引き上げるのは、住民負担が上がることについてはうんと頭を悩ませました。

まず御嵩町の住民は可見市の方との値段的に比べる方が多くて、可見市は30円、私たちは70

円になるということのでかなりの開きがこれが出るなあということも考えましたが、これから先、環境モデル都市に選定となりまして、御嵩町は、まず追いつき追い越そうということで、環境施策に対しても、私たち議会としても町の行政の姿勢を推し進めたいと思っております。

住民負担のところは、行政側からの説明で4割減となって、住民負担は余らないと。町民全体でこの問題に取り組もうということで、賛成したいと思っております。以上で終わります。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

笑顔づくり条例、これも先ほどと同じですが、多数ということになっていきますんで、その辺のところ、反対された方がおられると思うんで、理由があれば聞かせていただきたいと思いません。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

反対意見といたしましては、条例で制定するにはふさわしくない内容である、実際に運用する規則が現段階では示されていない等の理由です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この条例案ですけれども、まず第一に、こういうものを条例で規定をすることよりも、まず現場をどれだけ改善させるかということが主眼にならなければいけないことだと判断します。

その上で、これは委員会のときに教育長に質問させていただき、こうこうこういう組織をつ

くって活動をしているというお答えはいただきました。しかし、その結果、こうこうこういう効果が出たというところはお話していただけませんでした。ですから、これは制定をするために学校がどうあるべきか、学校の先生がどうあるべきか、そこでまずは対処をすることを考えた上で、その上でそれでもまずこういうところの規定が必要だというときに条例案を出してきていただきたいと思ひまして、反対の討論とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

賛成の立場で討論させていただきます。また、議員諸氏の賛同を得たいと思ひますが、まずこの条例、そのときには、私個人もそうですが、民生文教でも活発に審議されまして、まず題名の条例名の問題とかいろいろありまして、質疑しまして、答えをいただいております。

まず第一の理由は、上位法との関係もありますし、国のほうの指導で、こういう条例を制定しなさいということでしたので、1点目はそれです。それと、けさの新聞でもまた大津の話題が載っておりました。ああいうものを見るにつけ、やはり今は子供の生活も少しデリケートになっていまして、重大事件が御嵩町では絶対に起きないように、私たちもともに考えていかななくちゃならないと思っておりますし、もう1点は、可児市との整合性の問題もあります。共和中学校の問題がありまして、可児市はいち早く制定しておりまして、御嵩町はまだないということで御嵩町も条例をつくって、御嵩町全体で学校、教育関係、事業者関係、住民関係、全て行政も議員もそうですが、全体でその問題に取り組んでいって、御嵩町にはいじめに対するの重大事件は一切起こさないという心構えも必要だと思ひます。

伊崎議員が言った条例になじまないということもわかります。私たちが子供のころのことを考えてみますと、そういう条例なんかなくてもいい、子供のことは子供で考えろという考え方もありますが、今の時代の子供を考えるにつけ、私たち大人がこういう条例をつくって、御嵩町全体で考えていこうという気持ちが特に強いので、皆さん、よろしく賛同のほうをお願いします。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上7件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

御嵩町議会議長 加藤保郎様、平成26年3月14日ということで、ただいまより審査報告を申し述べますので、よろしく願いをいたします。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

3月11日に開催された第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、平成26年3月14日、金曜日。

審査事件名、議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。なお、この報告書の中の「条レ」のところ、これちょっとミスがございますので訂正をお願いしたいと思いますが、それから議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求めました。編成された予算が1つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観

的に住民全体の立場に立った公平なものなのかどうかなどを主眼に置きました。また、特別会計については、一般会計とは分離した特定の事業を行うことから、基本構想・計画などに沿った長期的な観点に立ったものなのか、経営収支はどうか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているか、町債の償還計画に確実性はあるか、決算審査意見等が反映されているのか、新たに上程された条例については、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりであります。

主な意見。議案第2号について、上之郷地域活性化事業の調査設計等委託料の執行に当たっては、どのような内容を盛り込むかについて慎重に検討し、かつ事業についてどのような有利な補助メニューがあるのかをよく精査し、今後、議会とも協議をしていただきたい。主な質疑につきましても、お目通しを願いたいと思います。

審査の結果、議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。以上であります。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（加藤保郎君）

議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

上之郷防災コミュニティーセンターについてお伺いをします。

どのような質疑がなされたのか、内容を詳細に教えてください。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

お答えをいたします。

私どもの委員会の中では、1,998万円の調査設計費について、先ほど主な意見として報告をさせていただきましたように、どのような内容を織り込んでいくのか、そしてまた財源措置として、どういう形が今後展開されるのかということについて協議をさせていただいたところがあります。

それと、この案件につきましては、実は全員協議会、そして総括質疑の中で執行部の考え方というのはほぼ出ております。ただ、議会として非常に不安な点というのは、ある一部、調査設計を認めれば、全てそのままいってしまうのではないのかと、議会として、慎重に協議・検討していく執行部との話し合い、こういうものの場が保障されないのではないかというような危惧が出されました。その辺の意向も受けた中で、執行部の意思確認としては、今後、実施設計に向けてはまた議会としてチェック機能が働く機会がございますので、その間のプロセスにおいて、十分議会とも協議をしていただきたいという要望を、実は執行部に対してしたわけがあります。内容的にはそういうものであります。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

以前、伏見児童館のときに、議会の意見を聞くという約束ができていたはずなんですが、これが守られなかったという思いが私の中にあるので、再度お尋ねします。

今、御説明にもありましたように話し合いもし、意見も聞きながら、それを実施設計に反映させていくというふうにお答えはいただいておりますが、基本設計をした後で、大幅変更をしなくてはならなくなるような提案がなされたとき、大幅変更も可能かどうかという点は検討されましたでしょうか、どういうふうに理解されておられるか、少し伺わせてください。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

今の御質問でございますが、基本設計はまだできておりませんし、どういうものであるかと

いうこともまだ議会には示されておりませんし、執行部の基本的な構想も実は議会に対して示されていない状況でありますので、その辺のところは委員会の協議の中では触れておりません。

私どもは、先ほど安藤議員御指摘のように、伏見児童館の改築等の問題の過程の中で議会として十分な意見が反映できなかった、また協議する時間が少なかったという御指摘でございますけれども、内容的には相当程度報告を受けておりますし、それなりの協議も、議会としても、議員間でもある程度はできておると。

ただ、私どもが住民懇談会を行ったときに、地域の住民の方に十分な情報というものが伝えられていなかったという部分で、若干残念であったという経緯は持っておりますが、安藤議員の御指摘の部分については、特に上之郷地域活性化事業については私どもはそのような轍を踏まない、しっかりとした地域住民との合意形成、そして議会と執行部とのきちっとした協議、この轍を踏んでまいりたいというふうに委員会としては思っております。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

同じく上之郷地域活性化事業の件についてですけれども、私は防災計画について総括質疑のときに質問をさせていただきました。防災計画がまだ開示されていないわけですが、これについては、まだ作成中なので、お見せするという御答弁だったと思いますけれども、やっぱり防災センターをつくっていくのに防災計画をまず議会で確認して、どのようなものにしていくかということについてもやはり合意形成をしっかり図っていただきたいなという思いがあります。

以前の例ですけれども、わいわい館のときになかなか議会の意見が反映されなかったという思いがありまして、その後、住民の方から非常に使い勝手が悪いという苦情をたくさん私どもにも寄せられております。こういうことがないようにしていただきたいなという思いが非常に強いので、まず防災計画については何か確認されたことがあればお聞きしたいですし、それから防災計画についてもそれを確認し、防災センターについても議会との合意形成を図っていただけるというふうに解釈してよろしいでしょうかという点、以上です。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

防災計画の大綱の見直しについて、御指摘のように、議会のほうには具体的なものが実は報

告されておられません。近々それを取りまとめて報告するということは、前の議会、それから全員協議会等で御指摘があったとおりであります。

したがって、私どもは町の防災計画の大綱の見直しをきちっと見定めた中で、防災センター等の建築については検討をしていくというのが前提でありますので、これについてはまだ具体的なものは示されておられませんし、かつ委員会として協議の対象にしませんでした。特に防災計画の見直しの回答がまだ出ておりませんので。

しかし、私どもの委員会としての主な意見の中に、どのような内容を盛り込むかについて、慎重に検討していただきたいという部分で、当然防災計画の大綱の見直しも含めた内容として、どういうものをつくっていくかというのが今後執行部のほうで考えられることであり、それを議会のほうへ提案していただくという形になるかと思っております。以上です。

議長（加藤保郎君）

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

予算書の44ページの景観修景補助金についてですけれども、これも質問した中で、総務委員会でぜひ協議してくださいとお願いしたと思うんですが、主な質疑の中に入っていなかったのでお尋ねをいたしますが、今回1,200万円減額となっておりますので、これについて地元の合意形成がどのようになっているのかということをお尋ねいたしました。これについては何か議論されましたでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それについては、委員会では特に協議はしておりませんし、意見も出ませんでした。

ただ、それだけの減額というのは、我々議会としては執行部のほうから説明を受けておりますし、大幅な減額というものについてはそれだけの需要がなかったということ。今後、見込まれる景観修景については、財源措置としては少なくとも伏見宿等の景観修景等も意識した中である程度の予算化を進めていく。ただ、前年度のような大幅な額を提示するということについては、前年度の実績評価の中から出てきたものというふうに私ども委員会としては理解しております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

これについては質疑はなかったということですが、総括のときをお願いしてあったのですが、残念です。

それで、需要がないということですが、これについては、地元の合意形成ができていないのではないかとこのように思いますので、その点ちょっと要望になりますが、今後よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

委員長さんにお伺いします。

下水道問題は、下水道事業計画が今後どのように変わっていくか。下水道のほうは事業を大変たくさん計画しておりますが、今後どのような計画で事業のほうが推移していくのか、審議のほど、しましたでしょうか、お伺いします。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

水道事業計画、町の全体構想があるわけですが、当然これはその地域によって見直しをかけるを得ないというのは実は前々から議会のほうに対しても、下水道課並びに町長のほうからもそういう話が出ておったと思います。

今回の委員会協議の中では、今後の長期ビジョンについて具体的な議論というのはなされておられません。ただ、下水道の事業計画については、当然検討していく必要があるということの話は出ております。いわゆる区域変更等についてですね。事業計画エリアの区域変更等について検討をする必要があるということと、それに関連して浄化槽の設置事業について、拡大を図っていく必要があるのではないのかということです。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

ここの主な質疑にある企業会計についてとありますが、これは今回変更された部分だというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

水道事業、いわゆる企業会計ですが、これについては会計の処理手法について変更があったと。これは会計上、こういう形にしろという指導に基づいて、町のほうはそれに対応したと。基本的な考え方としては、公的な企業会計といえども、なるだけ民間経理に近づける方向で検証をしておると。その一環として、今回、特に減価償却等についての取り扱いについて変更をしたということであります。また、そういう御説明を受けております。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

この件につきましても総括質疑のときに質問をさせていただきまして、今後、職員給与はどのようなふうにお尋ねをしましたら、若干伸びていくという御答弁でしたけれども、この件について、報告では財源確保等について問題はないということですが、何か要綱とか規則など確認されましたでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

要綱とか規則等については確認しておりません。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この件に関して、私は反対の立場で討論させていただきます。

まず1点、懸念する点は、ほとんどの文章が「町長は」という文章で始まっており、町長の権限を殊さらにうたうものであり、以前の総括質疑のときに、組合との話し合いはと聞いたときにも明確な回答は得られておりません。

そしてもう1つ、一番懸念するところは、町長の権限で退職の意思を示した者に対して留保することができるという条文がありますが、人というものは職業を通じていかに社会に貢献するかと。やはり人間、勉強して能力をつけて、いかに社会に貢献するかというところで、しかし、あんたは御嵩町で必要な人間だから、ここで残って働きなさいという条文があり、私の討論とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

私は賛成の立場で討論したいと思います。

定年前に退職する今回の条例でありますけれども、これにつきましても、国家公務員法に伴います関連で地方公務員にも適用していくと。職員にとっては、かなり不利な関係になってくると思いますけれども、上位法もあることから、賛成討論としたいと思います。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第15号は委員報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時25分とします。

午前10時06分 休憩

午前10時24分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

今回の補正予算で予備費が545万8,000円の補正額が計上されておりまして、合計が1,074万4,000円というところで、来年度予算、先ほど議決されたわけですが、非常に苦しい状況の中、頑張ってみえて、今回、これは私の予想ですが、1,000万円以上の予備費ができたということで一息つくというような状況だと思います。本年度も残りわずかになっていますが、どのように処理して次の来年度に向けていかれるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

御質問にお答えいたします。

予備費等も1,074万4,000円ということで、次年度以降の状況についてどのように運営するか

ということですが、議員御指摘のとおり、大変厳しい状況には変わりございません。基本的に厳しい状況でございますので、何とか保険料の値上げとか、そういったこともなかなか難しい状況でございますので、できることであれば、一般会計からの援助等もいただきながら適切な運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

このたび、26年の4月から御嵩町の内部組織の設置条例が一部改正の中で、農林課の現在の事務の中で鉱害復旧事業が総務課へ移る、これは亜炭鉱廃坑対策室の新設ということになっておりますが、来年度からそういうことで事務量が減少するわけではありますが、今後は御嵩町独自の農業政策の立案や、将来的に農業に希望の持てる施策等の検討を、農業委員会とともに農林課で積極的に展開していただきますよう、今後の農業行政、農業政策に対する考えや方針をお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに農業委員会の行う事業ということで、1つ、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、2つ目に農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進、3つ目、法人化、その他農業経営の合理化、4. 農業生産・農業経営及び農民成果に関する調査及び研究、5. 農業及び農民に関する情報提供というように委員会のほうではやっておられると思われま

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの柳生議員の御質問にお答えをいたします。

農政に対する今後の考え方ということかと思えます。

今回、条例改正をお願いしている部分については、これまで建設部にあった亜炭鉱廃坑問題を取り扱う部署、基本的には総務のほうに移すという内容であります。これについては、国の予算について防災・減災が基本となっておりますので、御嵩町の組織からいけば防災・減災は総務の所管であるということで、条例のほうを変えさせていただくという御理解を求めるところになります。

その延長線上にあります農業委員会に対して云々というお話であります。これは人事案件ですので、人事案件についての御質問ではないと思えますし、私、農業委員会の方々から直接要望を受けてはおりません。議長のほうから説明を受け、なおかつ担当者のほうから説明を受けた。いずれも要望という形でお伺いしておるという立場であります。先ほどから町長の権限が強いと、強過ぎるとおっしゃるんですけど、強いんですよ、権限が。人事にしても何にしても強いんですよ。これは地方自治法で決まっていることですので、上位法に沿って考えていくということになります。

幾つも御質問をいただきましたが、ある意味、配慮が足りないということもあったかと思えます。

私自身、ちょっと調べてみましたが、平成9年までは、農政については林業も含めて産業課でやっておりました。その後、平成10年から17年度までが農林課ということで、課が1つできたということになります。その後、平成18年からは産業振興課で農政を所管していた。21年から再び農林課という形でスタートをしております。

この中で、亜炭鉱廃坑の対策については、平成19年度まで一切組織上の担当者は決まっていなかった。農林のほうで担当をさせるという最終的な判断というのはごく単純な話で、一番よく落ちるのは農地だというようなことから、農地の担当のほうでやらせるということになっていたと。それ以降は1つの係りとして鉱害対策をしまいったわけです。その関係で、今回農林課からもう一度亜炭鉱廃坑については総務のほうへ移すということを決めました。

御心配をされている向きについては、課長が兼任になると問題じゃないかというようなこともお伺いしておりますけれども、基本的には、私自身は農政・林政というのは非常に大切にしているつもりであります。

人事をするときの心がけといいますか、3つ心がけていることがございます。まず1つはやはり効率です。どういう配置をしたら効率よく仕事ができるかというものを求めます。2点目が将来性であります。将来、幹部になっていく候補生をいかに育てていくかと。もう30歳ぐら

いからおおむね先が見えてくるわけでありますけれど、私は未来永劫町長をやっているわけじゃありませんけれど、将来の町長が人事に困らないような人の育成をしておくということでもあります。もう1つが、これは極めて政治的な判断になります。多分、私以外の職員は考えないと思いますけれど、外から見たときにどういうイメージを与えるかという部分もあるかと思えます。亜炭鉱廃坑対策室、室として課同等の扱いをしているというのも、今回莫大な財源をいただきましたので、アピールしなきゃいけないという部分もございます。そういう意味では、外からの見た目がいかにも力を抜いたというふうに見えるということかと思えます。

その中で、最終的に断を下したのは私ではありますけれど、少なくとも問題になった部分については、私自身も説得してみろと担当者に言った上で説明をさせました。いかにもこれは渡邊町政において、農政・林政をちょっと横へ追いやったように見えるんじゃないのかという懸念を私自身はその時点ではしておりました。非常に理にかなった担当者の説明もございましたんで、まずはこれでいってみようということになったわけでありますけれど、外目からの評価というものも大切にしたいと思いますので、基本的には、私は聞く耳を持っているという立場での答弁としたいと思います。

これは、あしたが内示の日でありますので、これは行政の中の配置の問題ということになってきます。承認するものもありますし、これから議会が終わりましたら掌理するような者については町長室へ呼びまして、何を期待するかという話をきょうの午後とあしたの午前中やりまして、その上で、庁議に諮った上で内示ということになりますので、結果からいえばあすの昼以降、見ていただければ、御懸念の部分はどうなっているかわかるかと思えますので、それまでお待ちいただきたいというふうに思います。

もう1つ、ちょっと聞いておりましたが、事務局の問題なんですが、議会事務局のような形が望ましいとおっしゃっている方もあるかとお聞きしておりますが、県内を調べてみますと、42市町村の中で専任で事務局長を置いているのは5つの自治体しかございません。岐阜市、羽島市、海津市、中津川、恵那と、あとは全て兼任でやっておられます。配置の人数からいっても御嵩町はそれほど小さくはございませんので、そこそこの形になっているのかなという評価はしてもいいんじゃないかと私自身も感じているところでありますけれど、ほとんどが農林課という単独の課ではない形での自治体が多うございます。農政ということもありますが、産業課であったり、商工農政であったりとか、自治体によってまちまちでありますので、その課長がほぼ兼任して務めているというのが農業委員会の実態であります。

御嵩町、非常に林政も農政も活性化できてきているなという気持ちではありますけれど、今後どのような方向に向かうかということは、農業委員会の皆さんとも話をしながらよりよいものをつくっていききたいというふうに考えておりますので、人事について御心配の向きは、あした午

後までお待ちいただきたいというふうに思います。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

柳生議員の質問に対して、非常に適切な答弁をいただいたと思っております。

ただ、今回の内部組織設置条例の一部改正に伴って、特に町長、先ほど柳生議員が指摘した農業委員会の問題であります。ここで改めて確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど答弁いただいたんであえて言う必要はないと思いますけれども、実は議会のほうに対して、農業委員会のほうから過日、今回の機構改革の実施に当たって、農業委員会は独立行政委員会でございますし、当然行政組織の一角に事務局を構えるという体制をとっておりますので、事前に本来なら相談があつてしかるべきではなかったのか。そういうところがないというのは、農業委員会に対して若干軽視的な部分があったのではないのかということと、さらに先ほど町長御指摘のように、事務局の組織の問題であります。これはどういう関連が出てくるかといいますと、農業委員会の会長が事務局長を委嘱するという形、今はシステムとしてはそうなっておりますね。ところが、農業委員会委員の任期の問題と、それから今回4月1日から組織改革ということになると、その間に若干差が出る、期間的なタイムラグが出ると。その辺の問題を、事前相談なしの中で組織改革が行われるということになると、自分たちの立場というのはないんじゃないかというような御指摘があります。

それからでき得れば、先ほど町長が触れられたように、独立行政委員会の立場として、今後、町行政の中の農林の施策について、町当局と農業委員会は相まって協力して体制をつくっていく必要があるという中で、農業委員会というものを独立した事務局を持った形をできればお願いしたいと。今までは行政組織の一部として、その一角に主任を出向という形で事務局員を張りつけて兼務をさせていたという形態が今までの状態でありますけれども、こういう問題が生起してくる原因に実はなつたんじゃないのかというようなことから、実は農業委員会から議会に対して、今回の機構改革の条例案の中で一度精査をしていただきたい、それから執行部に対してその辺の真意を問いただしていただきたいという申し出がありましたので、この問題を私ども議会として出させていただいたというのが経緯でございます。

先ほど町長のほうから、あす、これは人事案件ですので、これは町長の専権事項でありますので私どもは何とも言えませんけれども、機構改革に伴う人事案件の内示が出れば、その回答はとりあえず出てくるということで、議会としては期待しております。

それともう1つは、事務局のあり方を、今の状態がいいのかということも一度検証していた

だきたいと。農業委員会というのは、結構いろんな仕事を抱えております。実際は農地の転用の問題であるとか、振興地域の解除の問題であるとか、そういうところに目が移りそうですが、実は放棄地の確認から管理から、かなり幅広い農業施策に関する仕事をやっておっていただいている。現場の各委員の皆さん方は、そういう任務を持って、責任を持って行動しておっていただけるということでございますので、その辺の理解と配慮というものをぜひともお願いをしたいというふうに思います。このことについて、町長、もし何かあれば。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私は、基本的に消費者の立場でずうっとおりますけれど、農政については、耕作放棄地などは本当に気にかかっておりますので、それらを何とかしていかなきゃいけないと。あとは、若い担い手を本当に育てることができるのかというようなことも含めて、TPPへの関係もあるでしょうから、これから大きく農政も変わっていくだろうというふうには思っておりますけれど、決して力を抜いているわけではございません。

農業委員会の専属の事務局というのは、先ほど申し上げたように、県内では37の市町村は専任で置いているわけではありませんので、それが現実かなということでもあります。むしろ専任で置かなきゃいけないような活性化ができていけば、逆に御嵩町農業問題というのは解決に向かって、非常に未来が見えてくるということになるかと思えますので、将来的に言えばそうなってくれるのを一番望んでいるのは私ではないのかなというふうに思っています。

こうなりますと、逆に今の議長さんの忙しさのような形が農業委員会の委員長さんにはのしかかっていくということでもありますので、こちらから御提案を申し上げるばかりではなくて、農業委員会のあり方というものについてお考えをお聞きしながら、よりよい方向を見定めていくということが必要かと思えますので、これまで伝え聞いては、そういう部分では聞く場はなかったのが現状でありますけれど、十分議論していただけるようなベースはつくっていきたいと。その上で、農業委員会の皆さんから、行政としてこうあるべき、形を整えるというよりは何に取り組むのかと、具体的な施策を議論をしていただくという場所を大いにつくってまいりたいというふうに思います。

こちらからつくるばかりではありませんので、これは議長さんにも以前お願いをしたんですけど、議会のほうから説明をしろという場をつくっていただければ、行政のほうは出ていきます、当然説明をさせていただく。農業委員会でも同じですので、農業委員会のほうから能動的にそういうことを望んでいただけるんなら、当然町の行政としては対応させていただくと。そういう姿勢でありますので、どちらかが頑張るという話ではなく、どちらも頑張らなきゃい

けないという姿勢で、今後の御嵩町の農政については考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

いずれにしても、地域の農業というのは、町長御指摘のように、御嵩町にとっては基幹産業でありますので、その部分を農業委員会の委員の皆さん方が尽力をされて、協力をしていただいておりますので、今後、町と農業委員会とのコンセンサスを持つ中で対応していただければありがたいなと思いますし、また町長御指摘のように、この農業行政がさらに重要な柱になってくれば、将来的には独立した事務局というような構想も描けるのではないかなど、そんな思いを持っております。

いずれにしても、非常にありがたい答弁をいただいたと思っております。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この内部組織の案をいただきまして、防災、それから亜炭鉱廃坑対策、環境モデル都市推進というところに力を置いてみえると。将来的にどれも必要なものであります。ただし、環境モデルといったときに、今、農業委員会のほうのお話が出ていますが、農林課の占める役割は環境対策には非常に大きいものがあると思います。

それから、環境対策のところでは環境教育というようなことがあり、そうすると、教育委員会ですね。農林課と教育委員会が人員が削られているというところが目につくんですが、こういうところにもぜひ目をつけて、実践は農林課、教育委員会で行うんですから、そちらのほうに目を向けていただきたいと思いますが、その辺について何か教えていただければ。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伊崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

行政というのは、大体批判をされるときには、縦割りだということで批判をされるわけでありませうけれど、組織上、新しく考えているものについては、副町長を本部長とした形での横の連携をしっかりととっていくという体制づくりをしております。その下部といいますか、その実践部隊として亜炭鉱廃坑、そして環境モデル都市の対策室が設置されておりますので、事務方としては副町長がトップを務めていく、本部長としてやっていく。本部長が方向性をきちっと示して議論をしていくということを示せば、教育委員会も含めての話になってまいりますので、組織上の問題は、あとは横の連携が本当に上手にそれのできるのかということを確認した上で進めていくということになるかと思っておりますので、理解のほど、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

強い立場の町長には弱い立場の人に温かい目を向けていただいて、今おっしゃったようなものが実現できるように期待しておりますので、お願いします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

先ほどからさまざま意見が出されておまして、また町長の前向きな御答弁をいただいておりますけれども、今回農業員会の皆様から議会に対して要望を受けておまして、今後、このような問題が生じないように、議員の思いといたしまして、先ほどからの意見をまとめていただき、議長のほうから町長に対し意見書という形で提出していただくことはできないでしょうか、議長にお尋ねいたします。

議長（加藤保郎君）

今まで議論しました柳生議員、谷口議員等から出てきました意見等について、議会として、意見書として町の執行部のほうへ提出させていただきますので、よろしく願いします。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第24号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 町道の路線認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第25号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（加藤保郎君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、全ての議案について議了をしていただきまして、本当にありがとうございます。

本年の3月定例会というのは非常に重要といたしますか、波風が立たないようにしたいなという思いが強かったです。一般の方はそれほど注目しているわけではないでしょうが、少なくとも国や県は、この御嵩町議会はどのようなスタンスで進まれるのかということは、情報としては入手されるであろうと。これまでとはまたちょっと違う議会なんだという位置づけを私自身させていただいて、この議会に臨ませていただきました。

大きなお金の垂炭鉦廃坑問題での予算はまだ基金のほうにあるわけですので、少なくとも今後、臨時になるのかどうかはわかりませんが、10億単位の補正予算を組んでいくということになるかと思えますので、そのあたりについても御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

この3月定例会で、ここにいる職員、後で挨拶があるかと思えますけれど、いよいよ私の同

級生は定年退職を迎えるという年になりました。ここにいる者で、藤木課長、そして渡辺局長、この2人は小学校からの私の後輩であります。事務局長については野球部の後輩であり、守備位置も後輩でありますので、一生私の命令には従わなきゃいけないと、体育会系の者ですから、そういう関係かなと思っております。

これまで、私、職員は淡々と送り出し、新規採用の職員を淡々と迎えばいいと思っておりました。今、部長について申し上げませんでしたけれど、鍵谷部長には私は恩義があると思っております。三者協議、産廃処分場についてどう落としどころをつくっていくのか。私が町長になりまして、前向きにしっかりと交渉のできる人間ということで、やっと引き受けてくれたのが鍵谷部長であります。

いつも三者協議について、私はシンクロナイズドスイミングと同じだと。私や知事、寿和工業の社長、三者が話し合うときにはほぼ答えが出ている状態での、お互いに認め合うというセレモニーにすぎないと。それまでの、いわゆる水面下での足や手のばたばたした部分というのは全て事務方がやってきた。その先頭に立ったのが鍵谷部長であります。非常に微妙な立場で、つらい立場であったでしょうし、私の引き下がらない部分もちゃんと理解をして交渉した結果、御嵩町にとっては満額回答を得たというふうには思っております。そういう意味では、彼にはいろんな事件も起きた背景の中で一生懸命やってくれたこと、本当に恩義を感じている職員であります。

今後、この3人と、また退職する私の同級生たちには、まだまだ戦力としては町の役に立ってもらいたいというふうに思いますし、地域に帰って、地域で活躍をしてもらいたいものだなということを思っております。

そういう意味では寂しさもあり、また4月から楽しみもありというような議会でありますけれど、皆さんには健康に留意されまして、新しい年度をぜひ迎えていただきたいということを御祈念いたしまして、本日、3月定例会終了に当たり、私の挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これもちまして、平成26年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時08分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員